

# 泡消火薬剤の取扱事業者及び所有者向け パンフレットの公表について



環境省より、PFOS 等を含有する泡消火薬剤等の適正な管理及び処理について、関係者に分かりやすく周知することを目的としたパンフレット「PFOS・PFOA を含有する泡消火薬剤等の取扱い・処理について」が作成され、2026 年 5 月 22 日に公表されました。

## 【背景・目的】

PFOS 等が含まれる泡消火薬剤については、環境中への排出を抑制する観点から、技術上の基準及び表示義務に関する告示に基づく適切な管理及び処理が求められています。

本パンフレットは、業として泡消火薬剤等を取り扱う事業者及び泡消火薬剤等の所有者を対象として、関係法令に基づく管理・対応のポイント、廃棄・代替に当たっての留意事項等を整理し、実務に即して分かりやすく解説することを目的として作成されました。

## 【パンフレットの対象と主な内容】

### ①業として泡消火薬剤等を扱う方（点検事業者等）

- ・ PFOS 等を含有する泡消火薬剤の管理・点検に当たって遵守すべき事項
- ・ 技術上の基準及び表示義務に関する告示に基づく、適正な取扱い及び管理方法

### ②泡消火薬剤等を所有する方（泡消火薬剤等を設置している施設の管理者等）

- ・ 泡消火薬剤の型式番号の確認方法
- ・ 「PFOS 又は PFOA を含有する泡消火薬剤の適正な処理等に関する技術的留意事項」に基づく廃棄の考え方及び手順
- ・ 水質汚濁防止法に基づく、漏えい事故等が発生した場合の届出・報告義務
- ・ PFOS 等を含有しない泡消火薬剤への代替を検討する際の参考情報

本パンフレットは環境省ホームページから閲覧できます。

当社では泡消火薬剤中の PFOS 等の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026 年 5 月 22 日付 環境省報道発表資料](#)

## 消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>